



令和4年に募集される補助金 の傾向

令和3年9月17日

ものづくり補助金は
来年度は募集される

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

令和4年度概算要求額 25.4億円（新規）

中小企業庁 技術・経営革新課

事業の内容

事業目的・概要

- 経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウィズ／アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応できる事業に大胆に投資し、経済構造転換及び生産性向上を図ることが必要です。
- その際、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み／弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。
- そこで、事業再構築、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス改善を支援します。
- いわゆる「ものづくり補助金」においては、「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- いわゆる「事業再構築補助金」では、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定する中小企業等を支援します。

成果目標

- 補助事業期間終了後、以下の達成を目指します。
・事業計画期間中（補助事業期間終了後3～5年間）に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の同3.0%以上の増加

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）ものづくり補助金

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト、新分野展開や業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセスの改善を行うプロジェクトを最大2年間支援します。

- 補助上限額：2,000万円 ● 補助率：1/2以内（小規模事業者は2/3以内）

<想定される取組例（イメージ）>

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

（２）事業再構築補助金

「事業再構築指針」の要件を満たす新分野展開や業態転換等に取り組むプロジェクトを最大2年間支援します。

- 補助金額：従業員数に応じて次表のように設定します。

従業員数	補助金額
20人以下	100万円～4,000万円
21～50人	100万円～6,000万円
51人以上	100万円～8,000万円

- 補助率：2/3以内（6,000万円を超える部分は1/2以内）

小規模事業者持続化補助金・
IT導入補助金は募集される

令和4年度 中小企業・小規模事業者関係の概算要求等のポイント

基本的な課題認識と対応の方向性

- コロナ禍の事業者に対する資金繰り支援、月次支援金の給付、イベントの再開支援など、厳しい状況に直面する事業者が、足下に必要な①事業継続のための支援を、着実に実施中。資金繰り支援については、引き続き万全を期していく。
- コロナの影響の長期化や最低賃金の引上げといった環境下において、中小企業・小規模事業者等の雇用・技術といった経営資源を活かし、事業価値の向上を実現するため、事業者が寄り添いながら②事業再構築、承継・再生、③生産性向上の支援や④取引適正化などを進めていく。
- 加えて、「災害からの復旧・復興、事前の備え（強靱化）」にしっかり取り組んでいく。

中小企業対策費	令和2年度	令和3年度	令和4年度（要求）
	1,111億円	1,117億円	1,396億円

※網掛け欄の支援措置は、対応する主な措置を例示したもの。

①事業継続のための着実な支援

- コロナ禍の中小企業・小規模事業者・個人事業主等に対し、資金繰り支援、月次支援金等の給付、イベントの再開支援など、足下に必要な事業継続のための支援を着実に実施中。資金繰り支援について、引き続き万全を期していく。

緊急事態宣言等の影響緩和に係る月次支援金等【6,979億円※令和2年度予算費等】

②事業再構築・承継・再生を目指す事業者の後押し

- 事業再構築補助金について、随時運用改善を行いながら、新分野展開や業態転換等の果敢な取組への支援を行っているところ。引き続き、これらの取組を支援するとともに、併せて事業承継・引継ぎ・再生を推し進める。

- 中小企業・小規模事業者における事業承継を更に推進するため、事業承継ガイドラインの改訂や事業引継ぎ後の経営統合に関するガイドラインの策定等を行う。加えて、過剰な債務を負う中小企業・小規模事業者の再生を後押しするため、事業再生のための私的整理等のガイドラインの策定を検討する。

- 事業再構築補助金【1兆1,485億円※令和2年度三次補正】
 - ・新分野展開、業態転換等の「事業再構築」に挑戦する中小企業等を支援。
- ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業【25.4億円（新規）】
 - ・複数の中小企業等が連携することで新たな付加価値の創造等を図る製品・サービス開発や、新分野展開や業態転換等の「事業再構築」に取組むプロジェクトを支援。
- 中小企業再生支援・事業承継総合支援事業【159.1億円（95.0億円）】
 - ・中小企業の円滑な再生・事業承継を支援するため、各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会や事業承継・引継ぎ支援センターを通じ、再生計画の策定や親族内承継支援、後継者不在企業と譲渡希望者とのマッチングなど総合的な支援を実施。
- 事業承継・引継ぎ・再生支援事業【47.1億円（16.2億円）】
 - ・事業承継・引継ぎ（M&A）・再生に伴う設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、引継ぎ（M&A）・再生時の専門家活用費等を支援。
- コロナ禍等を踏まえた法人版・個人版事業承継税制に関する検討

③生産性向上による成長促進

- コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入を促進しているところ。引き続き、研究開発促進・海外進出支援・DX等も含め、生産性の向上を図っていく。

- 共創型サービスIT連携支援事業【5.0億円（5.0億円）】

・中小企業等の現場課題に即したITツールの連携・機能改善と、その後の普及展開を目指す取組を支援。

- 生産性革命補助金【3,600億円※令和元年度補正、2,300億円※令和2年度三次補正】
 - ・設備投資、販路開拓、ITの導入を補助するなど、中小企業等の生産性向上に資する継続的な支援を実施。
- 成長型中小企業等研究開発支援事業（サボイン事業等）【162.6億円（109.0億円）】
 - ・中小企業が大学等と連携して行う、研究開発やAI/IoT等の先端技術を用いた革新的なサービスモデル開発等の取組を支援。
- 海外展開のための支援事業者活用促進事業（JAPANブランド育成等支援事業）【9.4億円（8.0億円）】
 - ・海外市場の獲得に取組む中小企業に対し、新商品・サービス開発やブランディング、展示会出張等を支援。
- 展示会等のイベント産業高度化推進事業【3.8億円（3.3億円）】
 - ・中小企業の商談等の基盤である展示会産業を高度化する取組を支援。
- 交際費課税及び少額償却資産の特例措置の延長等
 - ・販路開拓支援のため交際費課税の特例延長を行う。また、事務負担軽減、デジタル化支援等のため少額償却資産特例の延長等を行う。

④取引環境の改善をはじめとする事業環境整備等

- 賃上げが可能な環境の整備にも寄与する「生み出した価値を着実に中小企業・小規模事業者に残す」ための取引環境の改善や、よろず支援拠点・中小企業支援機関による経営相談体制の強化等、中小企業・小規模事業者を取り巻く事業環境の整備を図っていく。

- 価格決定方法等の取引適正化に重点的に取り組むことを企業が宣言する「パートナーシップ構築宣言」（2020年7月開始）について、2021年度中の2,000社の宣言を目指して、更なる利用拡大に向けた普及・啓発を行っていく。

- 中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【60.0億円（40.9億円）】
 - ・各都道府県による支援拠点を整備し、中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するための体制を整備。
- 小規模事業者対策推進等事業【55.9億円（53.2億円）】
 - ・中小企業支援機関等を通じて行われる小規模事業者への巡回指導・窓口相談などを支援。
- 中小企業取引対策事業【13.5億円（9.8億円）※うち1.8億円はデジタル庁計上】
 - ・中小企業等の取引環境の改善に向け、下請法の適正な執行、取引実態の把握、下請けこみ等による相談対応等を実施。
- 地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業【10.5億円（5.5億円）】
 - ・地方公共団体と連携し、中小事業者等が新たな需要を創出するために行う調査分析・施設整備等を支援。
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【11.1億円（10.5億円）】
 - ・中小企業・小規模事業者の経営課題に即した人材確保が可能な環境を整備するとともに、海外展開支援人材等の育成を支援。
- 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業【12.8億円（10.8億円）】
 - ・地方公共団体と連携し、地域の実情に応じた小規模事業者の経営改善のための支援を実施。

※上記に加えて、長期化するコロナ禍等の環境下にある中小企業等に必要な支援などにつき、事項要求。

事業再構築補助金は
なくなるかもしれません

ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

令和4年度概算要求額 25.4億円（新規）

中小企業庁 技術・経営革新課

事業の内容

事業目的・概要

- 経済のグローバル化、脱炭素化、デジタル化などが急速に進みつつある中、ウィズ／アフターコロナ時代の経済社会の変化に対応できる事業に大胆に投資し、経済構造転換及び生産性向上を図ることが必要です。
- その際、他社や研究機関等との連携を通じ、自社の強み／弱みを補強しつつ、新事業を迅速に実施することが重要です。
- そこで、事業再構築、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス改善を支援します。
- いわゆる「ものづくり補助金」においては、「コネクテッド・インダストリーズ」の取組※を日本経済の足腰を支える中小企業等にも広く普及させるべく、事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクトを支援します。
※ 人、モノ、技術、組織等がデータを介してつながることにより新たな価値創出を図る取組。
- いわゆる「事業再構築補助金」では、「事業再構築指針」の要件を満たす事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定する中小企業等を支援します。

成果目標

- 補助事業期間終了後、以下の達成を目指します。
・事業計画期間中（補助事業期間終了後3～5年間）に、付加価値額の年率平均3.0%以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額（労働生産性）の同3.0%以上の増加

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）ものづくり補助金

複数の中小企業等がデータを共有し、連携体全体として新たな付加価値の創造や生産性の向上を図るプロジェクト、新分野展開や業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセスの改善を行うプロジェクトを最大2年間支援します。

- 補助上限額：2,000万円 ● 補助率：1/2以内（小規模事業者は2/3以内）

<想定される取組例（イメージ）>

- ・地域の同業他者で顧客情報や在庫情報等を共有するシステムを構築し、経営資源をシェアリング
- ・地域経済牽引事業計画の承認を受けた食品加工事業者とワイナリー事業者が、特殊食品加工機を導入し、連携して地域特産のぶどうを活用した新商品開発に取組み、観光客誘致及び地域の観光産業を活性化。

（２）事業再構築補助金

「事業再構築指針」の要件を満たす新分野展開や業態転換等に取り組むプロジェクトを最大2年間支援します。

- 補助金額：従業員数に応じて次表のように設定します。

従業員数	補助金額
20人以下	100万円～4,000万円
21～50人	100万円～6,000万円
51人以上	100万円～8,000万円

- 補助率：2/3以内（6,000万円を超える部分は1/2以内）

事業承継・引継ぎ等補助金は
来年も募集される

事業承継・引継ぎ・再生支援事業

令和4年度概算要求額 **47.1億円（16.2億円）**

(1) 中小企業庁 財務課
(2) 中小企業庁 金融課

事業の内容

事業目的・概要

- 経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって中小企業の経営資源を次世代へ引き継ぐことが重要です。新型コロナウイルス感染症による影響もあり、事業承継を後ろ倒しにする事業者が増加しており、事業承継や引継ぎを後押しすることの重要性がますます高まっています。
- また、収益性はあるものの過剰債務に悩む中小企業に対して、抜本的な事業再生支援を行うことにより、地域経済を支える中小企業の事業価値の毀損を最小限にとどめ、収益性のある事業の維持・発展を推進することも重要です。
- このため、本事業においては、事業承継・引継ぎ・再生に伴う設備投資や販路開拓等の新たな取組を支援するとともに、事業引継ぎ・再生時の専門家活用費用等を支援します。
- また、事業承継等に当たり廃業を伴う場合には、廃業費用についても支援します。

成果目標

- 年間約1,000者の中小事業者等を支援することで、円滑な事業承継・事業引継ぎ・事業再生を後押しします。

条件（対象者、対象行為、補助率など）



事業イメージ

事業承継・引継ぎ等補助金

- 事業承継・引継ぎ後の設備投資や販路開拓、事業戦略に係るコンサル費用等の経営革新にかかる費用を補助します。
- また、事業引継ぎ時の専門家活用費用（仲介・FA手数料※、デューデリジェンス費用等）についてセカンドオピニオンも含めて補助するとともに、表明保証保険料についても補助します。
※「中小M&A支援機関に係る登録制度」に登録された者に対するもののみが対象。
- さらに、令和4年度事業では、事業承継・引継ぎだけでなく、事業再生についても新たに支援対象とするとともに、経営資源を引き継ぐ場合に限り、廃業費用のみを支援する枠組み等も新設します。

<支援の枠組みの例>

支援の枠組み	通常／特別 ^{※1}	補助率	補助上限額	上乗せ額 (廃業伴う場合)
①事業承継・引継ぎや事業再生を契機とする新たな取組や廃業に係る費用の補助				
経営革新	通常	1/2	500万円以内 ^{※3}	200万円
	特別	2/3	800万円以内 ^{※3}	
②経営資源引継ぎ時・事業再生時の士業専門家の活用や廃業に係る費用の補助				
専門家活用 ^{※2}	通常	1/2	400万円以内 ^{※3}	200万円 売り手のみ
	特別	2/3	600万円以内 ^{※3}	

※1 特に革新性や生産性の高い事業承継・引継ぎ後の取組や、雇用への影響を最小限にとどめる事業再生の取組等を行う中小企業に対して重点的に支援。

※2 M&Aが成約に至らない場合でも、廃業費用のみを補助する類型を新設。

※3 「親族内承継」、「M&A」、「事業再生」、「創業・廃業」等の類型によって、補助上限額が変わる。

再生・承継案件への補助金は
継続する

中小企業再生支援・事業承継総合支援事業

令和4年度概算要求額 159.1億円（95.0億円）

(1) 中小企業庁 金融課
(2) 中小企業庁 財務課

事業の内容

事業目的・概要

(1) 中小企業再生支援事業

- 各都道府県に置かれた「中小企業再生支援協議会」において、事業の収益性はあるが、財務上の問題を抱える中小企業者等に対し、窓口相談や金融機関との調整を含めた再生計画の策定支援を実施します。また、事業再生が特に困難な場合には、個人保証債務の整理に係る弁済計画策定等の経営者の再チャレンジ支援を実施します。
- 令和4年度においては、人員の増強など協議会の体制拡充を維持するとともに、地域における再生人材の育成を図ることで、引き続き、コロナ禍の影響を受けた中小企業者等への再生支援に万全を期します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 各都道府県に置かれた「事業承継・引継ぎ支援センター」において、中小企業者等の円滑な事業承継や引継ぎ（M&A）促進のため、支援ニーズの掘り起こしからニーズに応じた支援までワンストップで行います。
- 新型コロナウイルス感染症の影響も含め増加する支援ニーズに対応できるよう、センターの人員強化やM&A支援機関との連携を強化します。
- 加えて、支援ニーズに応じて、経営資源引継ぎ型の創業や転廃業時の経営資源の引継ぎについても支援します。

成果目標

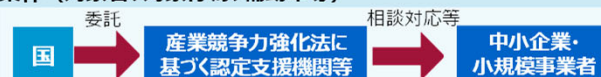
(1) 中小企業再生支援事業

- 平成30年度～令和4年度までの5年間の成果目標：足下並みの低い二次破綻率（再生計画策定支援完了後、3年のモニタリング期間中に再度破綻した率）の実現を目指します。

(2) 事業承継総合支援事業

- 年間16.8万件の事業承継診断及び年間2000件の事業引継ぎにより、事業承継・引継ぎの円滑化を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

(1) 中小企業再生支援事業

窓口相談（第一次対応）

課題解決に向けたアドバイス

- 面談や提出資料の分析を通じて経営上の問題点や、具体的な課題を抽出
- 課題を踏まえた適切なアドバイスを実施（※事業者の要望に応じ、事業継続アクションプランの策定支援を含めた資金繰り支援も実施。）
- 必要に応じ、関係支援機関や支援施策を紹介

再生計画等策定支援（第二次対応）

事業再生支援

- 個別支援チームを結成し、具体的な再生計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整

経営者の再チャレンジ支援

- 具体的な弁済計画の策定を支援
- 関係金融機関等との調整
- 経営者保証ガイドラインに基づく保証債務等整理

(2) 事業承継総合支援事業

支援ニーズの掘り起こし

- 地域金融機関や商工団体等を通じた『事業承継診断』を活用したプッシュ型の事業承継・引継ぎ支援ニーズの掘り起こし
- 窓口での相談対応では、事業承継に関する相談から課題を抽出し、ニーズを顕在化

ニーズに応じた様々な支援

親族内承継支援

- 事業承継計画策定支援
- 専門家派遣による具体的な課題解決
- 経営者保証解除に係るサポート

第三者承継（M&A）支援

- 金融機関、仲介業者等の登録機関へ橋渡し
- 民間事業者等と連携したマッチング支援
- 専門家派遣支援

経営資源引継ぎ型創業支援

- 後継者人材バンク
- 創業希望者へのセミナー

転廃業時の経営資源引継ぎ支援

- 引継ぎ先のマッチング
- 士業専門家の紹介

フォローアップ

- 『標準対応期間』に基づく定期的なフォローアップ、必要なアドバイスを実施

フォローアップ

給付金の不正受給については
厳しく対応

給付金等事業不正対応等事業

令和4年度概算要求額 8.8億円（新規）

事業の内容

事業目的・概要

- 国民の税金が原資である持続化給付金、家賃支援給付金、一時支援金及び月次支援金（以下「給付金等」といいます。）を不正に受給した者から債権を回収するには不正受給の認定や、不正受給者への督促等を適切に実施することは必要不可欠です。
- 本事業では給付金等の不正受給認定のための調査、警察からの捜査協力に対する対応を行い、不正受給認定を実施していくとともに、債権を適切に管理し、不正受給認定を行った者に対して、督促や財産調査等を通じた確実な債権回収を実施します。
- また、給付要件を満たさないにも関わらず、誤って申請を行い、受給してしまった場合については自主返還を受け付ける等、併せて給付金等事業の適正化を図ります。

成果目標

- 不正受給を原因とする債権の確実な回収を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

（１）不正受給者からの確実な債権回収

- 給付金等事務局の事業終了後も引き続き、不正受給に関する調査や警察への捜査協力等を実施します。
- また、不正受給者に対する督促や財産調査等の対応を通じた確実な債権回収を目指します。

（２）不正通報、自主返還窓口

- 給付要件を満たさないにも関わらず、誤って申請を行い、受給してしまった申請者に対して自主返還を受け付ける窓口を開設します。
- また、不正受給に関する通報等も受け付ける窓口を開設します。



まとめ

補助金は獲れるときに
獲る

官邸主導の補助金に「来年」はない！



来年は融資の年！ 融資動向

借入金にならない融資など最新情報

The background consists of a dark navy blue field on the left and a medium blue field on the right, separated by a vertical line. Overlapping these fields are several large, semi-transparent, rounded shapes in various shades of blue, creating a layered, abstract effect.

来年は「経営力強化資金」は
狙い目かも？

● 中小企業経営力強化資金の概要

ご利用いただける方	次の1または2に該当する方 1. 次のすべてに該当する方 (1) 経営革新または異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む）を行おうとする方 (2) 自ら事業計画の策定を行い、中小企業等経営強化法に定める認定経営革新等支援機関による指導および助言を受けている方 2. 次のすべてに該当する方 (1) 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方または適用する予定である方 (2) 事業計画書を策定する方	
資金のお使いみち	「ご利用いただける方」に該当する方が、事業計画の実施のために必要とする設備資金および運転資金	
融資限度額	7,200万円（うち運転資金4,800万円）	
ご返済期間	設備資金	20年以内 ＜うち据置期間2年以内＞
	運転資金	7年以内 ＜うち据置期間2年以内＞

日本政策金融公庫の 保証人不要の融資制度

新創業融資制度

マル経融資

経営者保証免除特例制度

生活衛生改善貸付

日本政策金融公庫補給金

令和4年度概算要求額**153.4億円**（155.9億円）

事業の内容

事業目的・概要

- 日本政策金融公庫に対して、基準利率と特別利率の利率差及び金利引下げ分について、財政措置（以下3点）を行うことで、中小企業・小規模事業者の資金需要に的確に応え、同公庫の融資事業の円滑な実施を図ります。

- (1) 一般利差補給金
（特別利率による融資等における金利引下げ分の補填）
- (2) 中小企業金融円滑化利子補給金
（担保を徴しない場合の上乗せ金利引下げ分の補填）
- (3) 中小企業経営力強化資金融資事業補給金
（認定支援機関による指導及び助言を受け、新事業分野の開拓などを行う者に対する融資制度における金利引下げ分に補填（国民生活事業））

成果目標

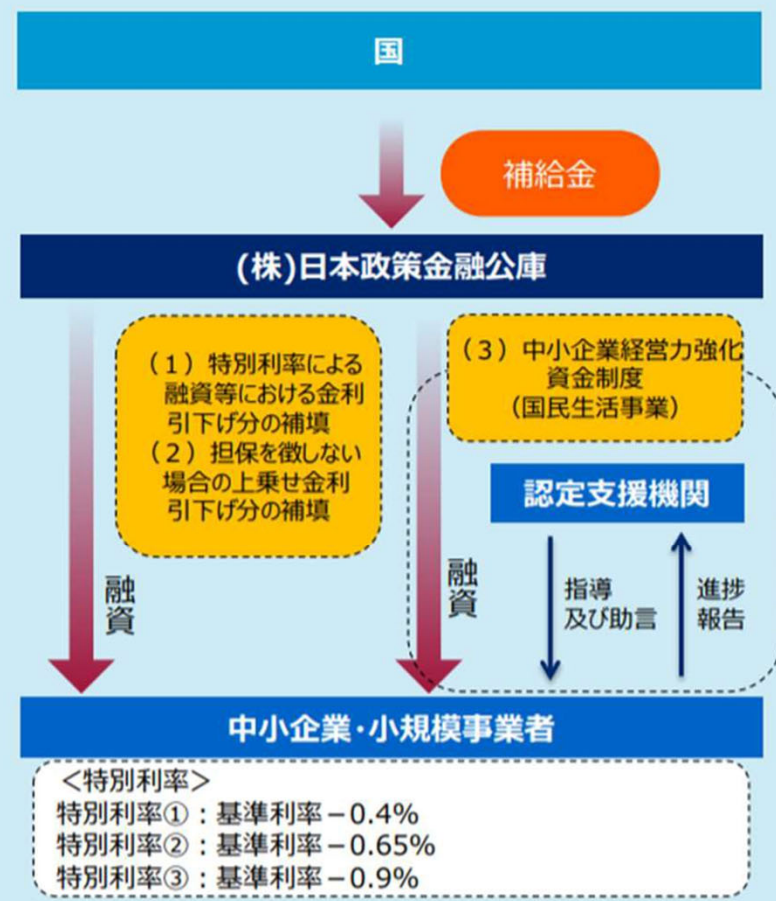
- 日本政策金融公庫の金利の引下げを行うことにより、創業や新事業の展開、事業承継などの重点政策課題に取り組む中小企業や、社会的・経済的環境の変化等の影響を受けている中小企業などに対し、資金繰りの円滑化等を図ります。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

- 日本政策金融公庫から中小企業・小規模事業者に対して貸付を実施します。国から同公庫に対して、基準利率から政策的に利率を引下げて適用している貸付の利息収入差額分等金利引下げ分等について、補給金を交付します。



事業イメージ



<特別利率>

- 特別利率①：基準利率－0.4%
- 特別利率②：基準利率－0.65%
- 特別利率③：基準利率－0.9%

基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%（令和3年4月1日現在）

経営改善計画策定は自分
で出来るようにするか

出来る人を探しておく



日本政策金融公庫からの情報

- ・返済猶予延長のための“借り換え”には積極的に応じている
- ・年内の融資の申込みは10月半ばまでに





**創業融資の件数は 増えている
傾向にある**

来年は、創業融資支援ニーズが爆発的に増える



来年の目玉融資！

借入金にならない融資がある

ご利用いただける方	直接貸付において、新企業育成貸付、企業活力強化貸付（一部の制度を除く。）または企業再生貸付（一部の制度を除く。）を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方。
融資限度額	1社あたり 3億円 ただし、事業承継・集約・活性化支援資金（企業活力強化貸付）については、1社あたり別枠3億円
利率（年）	適用した貸付制度に基づき、貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。 ＜新企業育成貸付又は企業活力強化貸付を適用した場合＞ 期間15年：5.45％、3.75％、0.45％ 期間10年：5.00％、3.40％、0.45％ 期間7年：4.65％、3.15％、0.45％ 期間5年1ヵ月：4.00％、2.70％、0.45％ ＜企業再生貸付を適用した場合＞ 期間15年：5.50％、3.35％、0.45％ 期間10年：5.45％、3.30％、0.45％ 期間7年：5.40％、3.25％、0.45％ 期間5年1ヵ月：5.30％、3.15％、0.45％
ご返済期間	15年・10年・7年、5年1ヵ月（期限一括償還）
担保・保証人等	無担保・無保証人
その他	•本特例による債務については、金融検査上自己資本と看做することができます。 •本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務（償還順位が同等以下とされているものを除く）に劣後します。
貸付条件など	•上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 •四半期毎の経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 •公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。
融資のお申込み	直接貸付 日本公庫各支店の中小企業事業の窓口にお申し込みください。

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

新規事業や企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために資本性資金を供給する制度

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）の概要

まとめ

融資は事業を大きくするためには必須

様々な用途、種類があるので知ることが大事

年末以降は融資は下りにくくなる傾向

